（仮称）まちづくり景観推進連絡会に参加しませんか

平成16年に福生市都市景観基本計画を策定するため公募した28名の委員がまとめた、福生まちづくり景観基本計画の市民プランを基本として「福生市まちづくり景観基本計画」を平成18年7月に策定しました。

本年度には、まちづくりの基本となる景観条例の制定を予定しており、基本計画をさらに具現化するため、多くの市民・事業者の参加を願い、「（仮称）まちづくり景観推進連絡会」として新たに発足します。

この連絡会は、景観にかかわる活動をしている個人・団体・事業者で、お互いに活動の様子や活動状況の報告、現地の見学など今後の景観事業へつなげる役割を果たすものです。

住みよい福生を将来へ残すため、多くの方々の参加をお待ちしています。

応募方法電話またははがきで応募してください。はがきには住所、氏名、電話番号を記入してください。

申込み8月18日までに〒197―0005福生市北田園2―5―7福生市都市建設部都市計画課「景観推進連絡会担当」☎539・0673（直通）へ。

台風の時期に備えて側溝清掃のご協力を！

台風の多いこれからの時期、短時間で大量の雨が降る場合、浸水や道路の冠水が起こる恐れがあります。

側溝や雨水ますに、ごみや落ち葉が詰まっていると排水の妨げになりますので、自宅前のU字溝、L型側溝の清掃にご協力をお願いします。なお、ごみ・落ち葉等は環境課で支給するボランティア袋に入れ、戸別収集の際に出してください。※土砂等は清掃業者では処理できないため、レジ袋等に入れて土木課まで連絡してください。

問合せ土木課工務係☎539・0671（直通）

～お知らせ～

市役所は8月5日㈯は七夕まつり期間中のため閉庁します。

問合せ企画調整課企画調整担当

広報ふっさ7月15日号2面「あなたの住民税が変わります」の記事の訂正について

左側のグラフ「移譲後」の棒グラフの数値のうち右から2番目は「23％」となっていますが、正しくは「33％」です。訂正してお詫びします。

問合せ課税課市民税係

市職員募集のお知らせ

職種と募集人員
①一般事務:若干名
②保健師:1名

採用予定日
①一般事務
平成19年4月1日
②保健師
平成19年1月1日

受験資格
（外国籍の方も受験できます。）
①一般事務
上級:（大学卒程度）昭和56年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方
中級:（短大卒程度）昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方
初級:（高校卒程度）昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方
②保健師
昭和46年4月2日以降に生まれた方で保健師の資格を有する方
※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は、受験できません。

申込書と要項の配布
期間8月1日㈫～25日㈮午前8時30分～午後5時15分
※8月5日㈯及び日曜日を除く。
場所文書職員課人事係（市役所本庁舎2階）

募集受付
期間8月23日㈬～25日㈮午前9時～午後4時30分
場所商工会館2階202会議室

申込書類
①一般事務
職員採用資格試験申込書（市指定様式）・履歴書（市指定様式）・卒業証明書または卒業見込証明書・成績証明書
②保健師
職員採用資格試験申込書（市指定様式）・履歴書（市指定様式）・保健師の免許証の写し
※申込書類は、本人が直接持参してください。郵送、電話では受け付けません。なお、申込書類は返却しません。

試験日時9月17日㈰午前9時
場所商工会館
試験方法筆記試験（一般教養）・一般性格診断検査・作文（課題方式）
問合せ文書職員課人事係

老人医療のお知らせ

①㊫医療証をお持ちの非課税世帯の方へ

㊫医療証をお持ちの方は医療機関を受診する際、かかった医療費の1割負担となりますが、1か月の自己負担限度額は医療機関ごとに、通院の場合は12,000円、入院の場合は40,200円となります。

㊫医療証をお持ちで、市民税非課税世帯（同じ世帯の全員が市民税非課税）の方は申請されますと、「㊫限度額適用認定証」が交付されます。（申請月の1日から有効になります。）

医療機関で受診するときは「㊫医療証」と「㊫限度額適用認定証」を併せて窓口に提示してください。

1か月の自己負担限度額は医療機関ごとに、通院の場合は8,000円、入院の場合は24,600円となります。

※市民税非課税世帯の方でも申請をされないと適用になりません。

申請に必要なもの
健康保険証、㊫医療証、印鑑

②ご存じですか老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

老人医療受給者証をお持ちで市民税非課税世帯の方は入院の際、市役所の窓口に申請されますと「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関の窓口に提示していただくと、入院した時に窓口で支払う一部負担金と、入院時の食事代が減額されます。

入院をする前に手続きを。

申請に必要なもの老人医療受給者証、健康保険証、認め印※「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は毎年8月1日（ただし、9月1日以降の申請は、申請した月の1日）～翌年7月31日

③老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置があります

老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になったが、課税者が合計所得金額125万円以下で、平成17年1月1日現在65歳以上の方のみの場合、同一世帯内の非課税者は、医療費が高額になったときの自己負担限度額および入院時の食事代の標準負担額は、平成18年8月から2年間「低所得Ⅱ」を適用します。

問合せ①②③すべて保険年金課老人医療係

国保・年金だより

●健康家庭に記念品を贈ります

次のすべてに該当しているご家庭に記念品（市内商店街で使える商品券）をお贈りします。

①被保険者の世帯全員の方が、平成17年4月1日から平成18年3月31日の間、医療給付を受けていないこと（国民健康保険証を使用して医療機関にかかっていないこと）。

②平成18年4月1日以降も引き続き福生市に住んでいて、国民健康保険に加入していること。

③国民健康保険税を完納していること。

配布時期8月中旬から

配布方法シルバー人材センターが、該当しているご家庭にお届します。

問合せ保険年金課保険年金係

●年金ポスターコンクール作品募集！

小・中学生を対象に「世代と世代の支え合い」の仕組みなど、公的年金制度が果たしている役割をテーマに実施されます。

応募資格
小学生の部都内の学校に通う小学5、6年生
中学生の部都内の学校に通う中学生

作品の規格4つ切サイズの画用紙。「国民年金」または「年金」の文字を入れること。※応募は1人1作品とし、未発表の作品に限る。

申込み各学校を通じて、9月15日（当日消印有効）までに〒163―0808新宿区西新宿2―4―1新宿NSビル8階東京社会保険事務局総務部企画課へ。

審査・発表東京社会保険事務局内に審査会を設け審査。最優秀賞・優秀賞・佳作作品を決定し、賞状・副賞を贈呈。審査結果発表は、各入賞者の学校へ連絡します。

※応募作品は原則返却せず、東京社会保険事務局の広報に活用させていただきます。また、応募者全員に記念品を贈呈します。

問合せ東京社会保険事務局総務部企画課☎03・5322・1615

●「ねんきんダイヤル」のおかけ間違いにご注意ください

年金に関する電話での相談は、「ねんきんダイヤル」で受け付けていますが、「0570」の「0」を押し忘れたり、市外局番をつけて間違い電話になっている事例が発生しています。

お間違えのないよう十分にご注意ください。

年金請求などのご相談
☎0570・05・1165

年金をお受けになっている方のご相談☎0570・07・1165

なお、電話機の設定、IP電話及びPHSなど、電話機によってはご利用になれないこともあります。

問合せ立川社会保険事務所☎523・0351

あなたの住民税（市・都民税）が変わります平成19年度から税源移譲によって住民税が増えますが、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。**問合せ**課税課市民税係